

【令和2年2月時点】

事業名称：美馬市版 SIB ヴォルティスコンディショニングプログラム
事業概要：ホームタウンである美馬市の「美と健康」のまちづくりを推進し、運動習慣の定着と将来的な医療・介護給付費の適正化を目指して、徳島ヴォルティスを含む複数のサービス提供者が連携して開発したヴォルティスコンディショニングプログラム ¹ を市民に提供。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	徳島県美馬市	
社会的課題及びその背景	<p>美馬市では「美と健康」のまちづくりを推進している。また、高齢化の進行に伴って増加する医療費・介護給付費の適正化が課題となっている。</p> <p>一方で、徳島ヴォルティスは、従来から運動習慣の定着を目的とするスポーツ教室などの地域貢献を行ってきたが、あくまでボランティアであるため本業（サッカーの試合や練習等）と比べて優先順位は低く、結果的に十分な人的・経済的資源をかけることができず、そのために地域に明確な成果が出ていないという問題意識があった。地域に根付くクラブチームとして、地域に成果が生まれる規模で地域貢献を実施したいという思いがあり、そのためには地域貢献であっても責任ある形で事業を実施することで費用を賄うためのビジネスモデルが必要であった。</p>	
目指す成果	運動機能を改善して運動習慣の定着を図り、将来的な医療費・介護給付費の適正化を目指す。	
サービス対象者	姿勢の悪さや慢性的な痛みを感じる 20 歳以上の市民約 1,800 人（治療が必要な場合や、病気・けがで既に治療中の人、要介護（要支援）認定者は除く。）	
事業関係者	委託者	美馬市 保険福祉部
	受託者	徳島ヴォルティス株式会社
	サービス提供者	徳島ヴォルティス株式会社、大塚製薬株式会社、株式会社 R-body project、株式会社タニタヘルスリンク
	資金提供者	株式会社阿波銀行、徳島県信用保証協会
	第三者評価機関	なし（※）

¹ 動作評価に基づいたトレーニングの指導手法をマスターした徳島ヴォルティスのコーチによる運動プログラムとサプリメントの提供、活動量等の計測を行うサービスの総称。

【令和2年2月時点】

		※筑波大学がヴォルティスコンディショニングプログラム（以下「プログラム」という。）内容を含む事業全体を監修する。
	中間支援組織	株式会社日本総合研究所
サービス内容		プログラム参加者は1クール100人とし、クールごとに8週間のプログラムを提供する。プログラムは年間4クール（初年度及び最終年度は3クール）実施する。 プログラムは徳島ヴォルティスのコーチが提供する。 まず、参加者の健康状態等に関する事前アンケート、姿勢の撮影や身体機能をチェックする。次に、集合トレーニング（ヨガマットを活用した軽微な運動を週1回）、ボディメンテゼリー摂取（週2回）、ICTデバイスによる活動量データレコード（週1回チェック）等から構成されるメニューを合計9回提供する。最後に、姿勢の撮影や身体機能を再度チェックする。その後約3週間後に、事後アンケートを実施する。
成果指標		運動習慣の改善度 基本チェックリスト ² の改善度（65歳以上のみ対象）
事業期間		平成31年4月～令和6年3月（5年間） 【内訳】 サービス提供期間： ・令和元年度：令和元年7月～令和2年3月 ・令和2年度：令和2年4月～令和3年2月 ・令和3年度：令和3年4月～令和4年2月 ・令和4年度：令和4年4月～令和5年2月 ・令和5年度：令和5年4月～令和5年11月 評価時期： ・令和元年度：令和元年9月、12月、令和2年3月 ・令和2年度：令和2年6月、9月、12月、令和3年3月 ・令和3年度：令和3年6月、9月、12月、令和4年3月 ・令和4年度：令和4年6月、9月、12月、令和5年3月 ・令和5年度：令和5年6月、9月、12月 支払時期： ・令和元年度：令和2年4月 ・令和2年度：令和3年4月 ・令和3年度：令和4年4月

² 地方公共団体が介護状況を把握するために用いるリスト。25項目からなる。

参考 URL : <https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/dl/tp0313-1a-11.pdf>

【令和2年2月時点】

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：令和5年4月 ・令和5年度：令和6年1月 <p>※最終年度である令和6年2月～3月については、事業全体の成果のとりまとめや評価、課題検討などを行う期間として確保している。</p>
契約金額	総額	38,400千円（初年度は別途契約有）
	最低支払額	35,400千円
	成果連動支払額	<p>3,000千円（上限）</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリスト改善度：2,400千円 ・運動習慣の改善度：600千円 <p>※参加者数が目標値の3分の1に達成しなかった場合は、基本チェックリスト改善度、運動習慣の改善度に基づく成果連動支払額の上限がそれぞれ2分の1に減額される。</p>
財政効果の試算	費目	<p>医療費（運動習慣のない者が運動習慣を持つことで運動機能が改善することによる削減額。市負担分）</p> <p>介護給付費（基本チェックリストにおける運動機能の項目5問中3問以上「問題がある」に該当する者が、5問中2問以下に改善することによる削減額。市負担分）</p>
	金額	<p>4,485千円 ※支払額は除いていない。</p> <p>医療費：5年間合計の参加者1,800人の中で、運動習慣のない人（720人想定）のうち6割の人（432人）が、運動習慣を持つことで運動機能が改善すると、医療費が約185千円改善する。</p> <p>介護給付費：5年間合計の参加者900人の中で、基本チェックリストにおける運動機能の項目5問中3問以上「問題がある」に該当する人（213人想定）のうち7割の人（149人）が基本チェックリストにおいて5問中2問以下に改善すると、介護給付費が約4,300千円（市、第1号被保険者分）改善する。</p>
国の補助の活用の有無		<p>経済産業省平成30年度健康寿命延伸産業創出推進事業（中間支援組織の派遣）</p> <p>地方創生推進交付金</p>
債務負担行為の有無		あり（5年間）
事業者選定方法		受託者の選定に公募は実施していない。
成果実績		令和元年9月に初年度第1クールのプログラム提供が完了した。同年9月末に評価した結果、運動習慣の改善度については、プログラム参加前は30分以上の運動を週0～1回しか行って

	いなかったサービス対象者 54 人のうち 27 人が、プログラム参加後は 30 分以上の運動を週 2 回以上実施するようになった。また、65 歳以上のサービス対象者のうち基本チェックリストに 3 項目該当していた 3 人全員は、プログラム参加後、該当する項目がなくなった。
--	--

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

徳島ヴォルティスは徳島県内の市町村を活動拠点とする四国初の J リーグチームである。発足時から、地域貢献とサポーター拡充を目的として、子供から高齢者まで幅広い世代に対してスポーツ教室等を展開している。

しかしながら、徳島ヴォルティスは、これらの取組はあくまでボランティア活動であるため本業（サッカーの試合や練習等）に対する優先順位は低く、結果的に十分なリソースをかけることができず、そのために地域に明確な成果が出ていないという問題意識があった。一方、収益事業として展開するには、売上を確保できる層（富裕層、勤労世代等）のみを対象とせざるを得ず、子供や高齢者等幅広い世代が参加できるという良さが失われる可能性がある。そのため、徳島ヴォルティスのスポンサーである大塚製薬は、地方公共団体にとってメリットがある成果を創出し、それに応じた支払を得ることができる SIB であれば、収益事業化の可能性があると考え、検討を開始した。

大塚製薬及び徳島ヴォルティスは住民の健康に貢献できるサービスを開発するとともに、SIB 事業の委託者となり得る地方公共団体の探索を行った。その中で、徳島ヴォルティスのホームタウンであり、かつ「美と健康」のまちづくりを推進する美馬市が強い関心を示した。これを受けて美馬市と大塚製薬は、美馬市の「美と健康」のまちづくりを推進するための連携協定を締結し、その中の 1 つの取組として、本 SIB 事業を行うこととした。

美馬市と大塚製薬の連携協定締結後、美馬市、大塚製薬及び徳島ヴォルティスは、サービスの具体化を進めた。その結果、本サービスの目的について、徳島ヴォルティスが地域貢献として幅広い世代に関わり、かつ、現在医療や介護支援を受けていない人の健康を維持することとした。これに基づき、大塚製薬及び徳島ヴォルティスが主導し、複数の事業者と連携してサービス内容の詳細を検討した。

平成 30 年度経済産業省健康寿命延伸産業創出推進事業（以下「平成 30 年度経済産業省事業」という。）が提供する SIB 事業の個別支援として派遣された日本総合研究所を中間支援組織とし、日本総合研究所が中立的な立場で成果指標や支払条件等の設定、行政コスト削減額の試算の支援をした。

予算の確保については、美馬市が、本 SIB 事業実施に要する費用を算定し、それを踏まえて予算額を設定した。美馬市庁内は本 SIB 事業に対して、徳島ヴォルティスの活動により地域住民の健康増進がさらに期待できる点を評価し、新規事業であるものの大きな異論なく

【令和2年2月時点】

庁内合意を得て、予算を確保することができた。また、受託者の選定においては、立ち上げ期の段階から、美馬市は、地元の事業者として徳島ヴォルティスが本 SIB 事業を行うことを前提としていたため、公募による選定は行わなかった。

イ 体制の詳細

美馬市と徳島ヴォルティスは業務委託契約を締結した。

徳島ヴォルティスは、美馬市との業務委託契約締結を受けてから、大塚製薬とともに地元金融機関からの資金調達を目指して資金提供者の探索を行った。その結果、阿波銀行からの資金調達が実現した。美馬市からの支払の一部は成果連動であるため、成果連動支払リスク（成果が出なければ美馬市から支払がなく、調達した資金を回収できないリスク）は阿波銀行が負う。ただし徳島ヴォルティスは徳島県信用保証協会の保証を付保しているため、仮に成果連動支払がない場合は、徳島県信用保証協会が徳島ヴォルティスによる阿波銀行に対する返済の一部を負う。

徳島ヴォルティスが中心となり、大塚製薬、R-body Project、タニタヘルスリンクと協議しながら、プログラムを開発した。開発後、徳島ヴォルティスがサービス対象者にプログラムの提供等のサービスを提供する。サービスは、初年度及び最終年度は、毎年3クール実施し、2～4年目は毎年4クール実施する。

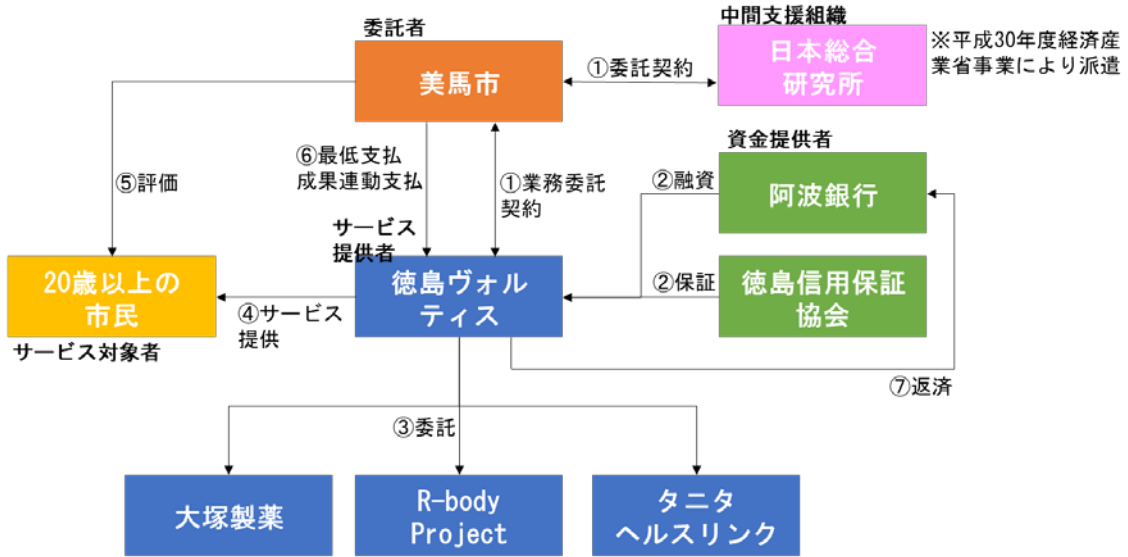
事業の進捗確認について、サービス内容に関する協議（サービス提供が予定とおり実施されているかの確認、サービス提供の中で発生する問題の把握と解決策の検討等）を徳島ヴォルティスをはじめ大塚製薬、R-body Project、タニタヘルスリンクと美馬市で各クール終了後に行う。これとは別に、美馬市は日本総合研究所に対して、美馬市への助言とともに、成果指標や評価方法の再考の必要性の判定や、立ち上げ期には想定していなかった成果の探索等を委託している。

評価は、各クール終了後に美馬市が行う。支払条件の確定と最低支払及び成果連動支払は年度ごとに行う。

徳島ヴォルティスは美馬市から支払われた最低支払額及び成果連動支払額を阿波銀行への返済に充当する。

【令和2年2月時点】

図表1 事業体制



ウ 事業スケジュール

平成30年7月から平成31年3月の約8カ月間で導入可能性調査を行った。

事業期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間である。初年度及び最終年度は年間3クール設定し、クールごとに参加者を集めてプログラムを提供する。2～4年目は年間4回クール設定し、クールごとに参加者を集めてプログラムを提供する。サービス提供期間は、サービス内容を踏まえて徳島ヴォルティス及び美馬市が設定した。

評価は各クール終了後に美馬市が実施し、年度末に支払額を確定させる。

図表2 事業スケジュール

		平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討																									
導入可能性調査																									
契約締結																									
サービス提供	第1クール																								
	第2クール																								
	第3クール																								
	第4クール																								
評価	第1クール																								
	第2クール																								
	第3クール																								
	第4クール																								
支払	最低支払																								
	成果連動支払																								

エ 評価手法

① 成果指標の設定

成果指標は、基本チェックリストの改善度及び運動習慣の改善度である。

【令和2年2月時点】

基本チェックリストの改善度は、基本チェックリストの運動器の機能低下に係る項目の改善により、一定の介護給付費の適正化が見込めることから、美馬市、大塚製薬、徳島ヴォルティス、日本総合研究所による協議により、成果指標として設定した。運動習慣の改善度は、週2回以上、1日30分以上の運動を行っていない人が運動習慣を有することにより、一定の医療費の適正化が見込まれることから、美馬市、大塚製薬、徳島ヴォルティス、日本総合研究所による協議により、成果指標として設定した。

各成果指標の目標値は美馬市、大塚製薬、徳島ヴォルティス、日本総合研究所が協議を行って設定した。

なお、参加者数が目標値の3分の1に達成しなかった場合は、基本チェックリスト改善度、運動習慣の改善度に基づく成果運動支払額の上限がそれぞれ2分の1に減額される。

図表3 成果指標一覧

成果指標	目標値
基本チェックリスト改善度	サービス利用者へのアンケートにより、65歳以上のプログラム参加者で、厚生労働省「介護予防マニュアル改訂版」に示された基本チェックリストにおける運動器の機能に係る次の5項目中、プログラム開始時に3項目以上に該当した者（以下「該当者」という。）の7割以上が、プログラム修了後に2項目以下の該当に改善した者（以下「非該当者」という。）に改善される。
運動習慣の改善度	サービス利用者へのアンケートにより、運動習慣のない者の6割以上が運動習慣を有するようになる。

（出所）美馬市提供資料

② 評価方法

本事業では第三者評価機関は設置していないが、プログラムの監修を含む事業全体の監修は、大塚製薬が以前より助言を得ていた筑波大学名誉教授河野一郎氏が担っている。

評価は事前事後比較法³を採用した。

徳島ヴォルティスはプログラム開始前にサービス対象者について、事前アンケートや身体機能チェックを行い、サービス提供前の運動習慣や基本チェックリストの該当状況を把握する。これと、プログラム終了3週間後を目安として行う身体機能の再度チェックを比較することで改善度を算定する。

美馬市は算定された改善度に基づき、各クールの成果達成状況を評価した上で、各年度末に支払額を確定させる。

³ 事業の実施前の値と実施後の値を比較する方法。

【令和2年2月時点】

オ 支払条件

支払条件は、日本総合研究所提案の下、美馬市が徳島ヴォルティスと協議の上決定した。

美馬市による支払は、最低支払と成果連動支払から構成される。最低支払額の内訳は、参加者募集に要する実費、コーチ派遣料、プログラムサポート費用、ボディメンテゼリー費用、活動量計費用等の事業実施に係る実費相当額である。

成果連動支払額は、成果指標ごとに支払基準及び支払条件を設定している。成果連動支払額は年間 600 千円である。美馬市の事務手続きを簡略化するために、支払は年度単位で行う。成果指標ごとの支払基準値及び支払条件は以下のとおりである。

図表4 支払基準

成果指標等	目標値	支払条件
プログラム参加者数 ※成果指標と位置付けていないが、成果連動の支払額の基準額に影響する。	1年目及び5年目：年間 300 人の 1/3 以上 2～4年目：年間 400 人の 1/3 以上 ※1年目、5年目はプログラムが年間3クール（各回100名参加）、2～4年目は年間4クール（各回100名参加）	各年度におけるプログラム参加者数の合計が、左記の参加者目標値の3分の1を下回った場合は、成果連動支払額の基準額（介護給付費相当480千円、医療費相当120千円、計600千円）をそれぞれ2分の1に減額する。
基本チェックリスト改善度	サービス利用者へのアンケートにより、基本チェックリストの該当者の7割以上が非該当者に改善される	目標値を満たすと、成果連動支払額の8割を支払う。（目標値を満たさない場合は、改善割合に応じて設定した支払率を乗じた額を支払う。）上限480千円、下限0円
運動習慣の改善度	サービス利用者へのアンケートにより、運動習慣のない者の6割以上が運動習慣を有するようになる。	目標値を満たすと、成果連動支払額の2割を支払う。（目標値を満たさない場合は、改善率に応じて設定した支払率を乗じた額を支払う。）上限120千円、下限0円

（出所）美馬市提供資料

図表5 支払表（基本チェックリストの改善）

業務委託料	各年度の成果連動による委託料（基本チェックリストの改善）＝各年度の成果連動による委託料（600千円）×0.8×下記の達成率による支払率
成果指標	・65歳以上のプログラム参加者で、厚生労働省「介護予防マニュアル改訂版」に示された基本チェックリストにおける運動器の機能に係る次の5項

【令和2年2月時点】

	<p>目中、プログラム開始時に3項目以上に該当した者（「該当者」）のうち、プログラム修了後に2項目以下の該当に改善した者</p> <p>非該当者の割合が70%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段を手すりや壁をつたわず昇っているか ・椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか ・15分程度続けて歩いているか ・過去1年間転んだことがあるか ・転倒に対する不安が大きいか 							
算出に用いる達成率	プログラム開始時「該当者」のうちプログラム修了時「非該当者」数／プログラム開始時「該当者」数（小数点以下四捨五入）							
達成率	10%未満	10～19%	20～29%	30～39%	40～49%	50～59%	50～59%	70%以上
支払率	0%	10%	20%	40%	50%	70%	90%	100%

（出所）美馬市提供資料

図表6 支払表（運動習慣の改善）

業務委託料	各年度の成果連動による委託料（運動習慣の改善）＝各年度の成果連動による委託料（600千円）×0.2×下記の達成率による支払							
成果指標	プログラム開始時に運動習慣（1日30分以上、週2回以上の運動習慣）のなかった参加者のうち、プログラム修了後に運動習慣を持つようになった者の割合が60%以上							
算出に用いる達成率	プログラム開始時に運動習慣のなかった参加者のうちプログラム修了時に運動習慣を持つようになった参加者数／プログラム開始時に運動習慣のなかった参加者数（小数点以下四捨五入）							
達成率	10%未満	10～19%	20～29%	30～39%	40～49%	50～59%	60%以上	
支払率	0%	10%	30%	50%	70%	90%	100%	

（出所）美馬市提供資料

【令和2年2月時点】

図表7 支払額内訳

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
成果連 動支払 額 ※上限	基本チ ェック リスト 改善度	480 千円	480 千円	480 千円	480 千円	480 千円	2,400 千円
	運動習 慣の改 善度	120 千円	120 千円	120 千円	120 千円	120 千円	600 千円
最低支払額		9,000 千円	6,900 千円	6,900 千円	6,900 千円	5,700 千円	35,400 千円
合計		9,600 千円	7,500 千円	7,500 千円	7,500 千円	6,300 千円	38,400 千円

※参加者数が目標値に達成しなかった場合は、基本チェックリスト改善度、運動習慣の改善度に基づく成果連動支払額の上限がそれぞれ2分の1に減額される。

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織である日本総合研究所は、立ち上げ期に導入可能性調査を、サービス提供期に美馬市への助言や事業期間中発生する可能性のある様々な課題検討（成果連動支払を対外的に説明する方法、財政効果の試算結果の検証等）等を、評価期に美馬市の支援を主に担っている。

立ち上げ期に行う導入可能性調査の具体的な内容は、成果指標の素案作成、行政コスト削減額の試算、支払条件の素案作成等である。

サービス提供期は、前述のとおり美馬市に対するSIBに関する助言のほか、成果連動支払を対外的に説明する方法、財政効果の試算結果の検証、さらにはサービス提供の状況に応じた成果指標や評価方法の再検討、立ち上げ期に想定していなかった成果の把握等を行う。

評価期に行う支援の具体的な内容は、美馬市が評価を行う上での助言である。